

# いわて県民計画（2019～2028） 第2期アクションプラン（素案）の概要

---

令和4年11月  
岩手県

# 目次～資料の構成～

## 1 いわて県民計画（2019～2028）の概要について

- 構成、理念、基本目標、復興推進の基本方向、政策推進の基本方向、地域振興の展開方向、行政経営の基本姿勢、第2期アクションプランの策定趣旨

## 2 第2期政策推進プランについて

✓ 政策推進プランの概要を説明します。

## 3 第2期復興推進プランについて

✓ 復興推進プランの概要を説明します。

## 4 第2期地域振興プランについて

✓ 地域振興プランの概要を説明します。

## 5 第2期行政経営プランについて

✓ 行政経営プランの概要を説明します。

いわて県民計画（2019～2028）  
の概要について

# いわて県民計画（2019～2028）の構成

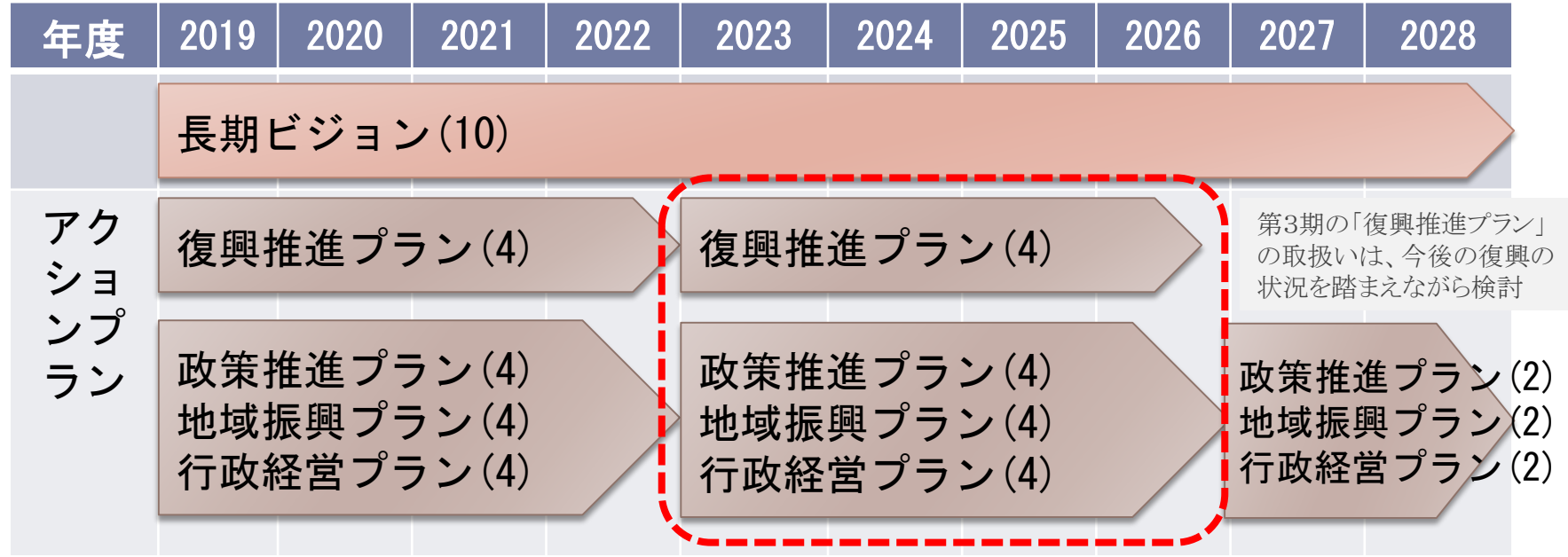
長期  
ビジョン

長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにするもの  
 [計画期間:2019年度から2028年度までの10年間]

アクション  
プラン

長期ビジョンの実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込むもの

- 復興推進プラン
- 政策推進プラン
- 地域振興プラン
- 行政経営プラン



## いわて県民計画（2019～2028）の理念

- 県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進めること
- 地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持ち、共に支え合いながら岩手県の将来像を描き、その実現に向けて、みんなで行動していくこと
- 社会的に弱い立場にある方々が孤立することのないように、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立った取組を進めること

## いわて県民計画（2019～2028）の基本目標

**東日本大震災津波の経験に基づき、  
引き続き復興に取り組みながら、  
お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて**

# 復興推進の基本方向

## ◎ 復興の取組の原則

「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方向」に位置づけた2つの原則を引き継ぐ  
⇒ 「一人ひとりの幸福追求権を保障すること」、「犠牲者の故郷への思いを継承すること」

## ◎ 復興の目指す姿

いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

### 【復興の推進に当たって重視する視点】

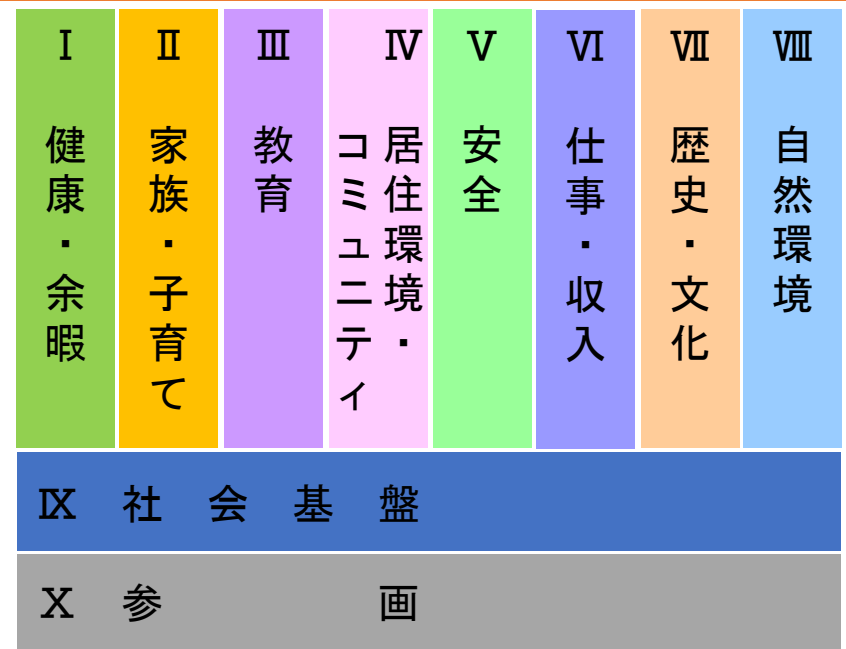
- (1) 参画 (2) 交流 (3) 連携

### 【より良い復興～4本の柱～】

- (1) 安全の確保 (2) 暮らしの再建
- (3) なりわいの再生 (4) 未来のための伝承・発信

# 政策推進の基本方向

- 主観的幸福感に関する12の領域をもとに、「健康・余暇」から「自然環境」までの8つと、これらを下支えする「社会基盤」「参画」を加えた10の政策分野を設定。
- 各政策分野に、幸福に関連する客観的指標(いわて幸福関連指標)を定め、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開。



# 地域振興の展開方向

## ◎ 4広域振興圏の振興

県央	県都を擁する圏域として、産業・人・暮らしの新たなつながりを生み出す連携の深化により求心力を高め、東北の拠点としての機能を担っている地域
県南	人とのつながり、県南圏域の産業集積や農林業、多様な地域資源を生かしながら、暮らしと産業が調和し、世界に向け岩手の未来を切り拓く地域
沿岸	東日本大震災津波からの復興を着実に進め、その教訓を発信し、新たな交通ネットワークや様々なつながりを生かした新しい三陸の創造により、国内外に開かれた交流拠点として岩手の魅力を高め、広げていく地域
県北	多様かつ豊富な資源・技術、培われた知恵・文化を生かし、北東北、北海道に広がる交流・連携を深めながら、新たな地域振興を展開する地域

# 行政経営の基本姿勢

## ◎ 行政経営の目指す姿

県内外の様々な主体と協働し、岩手県民が相互に幸福を守り育てるとともに、広く県外に向けて幸福を守り育てる機会を提供することができる岩手の実現

## ◎ 行政経営の4本の柱

- (1) 地域意識に根ざした県民本位の行政経営の推進
- (2) 高度な行政経営を支える職員の能力向上
- (3) 効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現
- (4) 戦略的で実効性のあるマネジメント改革の推進

# 第2期アクションプランの策定趣旨等

## ◎ 策定の趣旨

長期ビジョンの実効性を確保するため、第2期アクションプランの計画期間において、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を明らかにするため策定するもの。

## ◎ 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間の計画とする。

## ◎ 構成

長期ビジョンの内容及びこれまでの構成等を踏まえ、「復興推進プラン」「政策推進プラン」「地域振興プラン」「行政経営プラン」で構成する。

## ◎ 策定に当たっての基本的な考え方

- ① 第1期アクションプランの評価結果や東日本大震災津波からの復興の進捗、新型コロナウイルス感染症の影響など社会経済情勢の変化を踏まえ、策定する。
- ② 市町村、企業、団体、個人など、様々な主体から広く意見を伺う。

## ◎ 素案の策定プロセス

令和4年5月～8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種団体、審議会等からの意見聴取を実施（8月末までに106団体）</li><li>・ 県外在住者との意見交換を実施（オンライン）</li></ul>
令和4年8月	知事と市町村長との意見交換を実施（4広域振興圏ごと）
令和4年11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第101回岩手県総合計画審議会において素案を審議</li><li>・ 県議会へ素案を説明</li></ul>